



申告の準備はお早めに

所得税および復興特別所得税の確定申告と市・県民税の申告時期が近づいてきました。混雑を避けるため、早めの申告と、公共交通機関のご利用にご協力ください。

問い合わせ先

駅南庁舎市民税課 **TEL** 0857-20-3417
各総合支所市民福祉課 **FAX** 0857-20-3401
TEL 14ページ
鳥取税務署 **TEL** 0857-22-2141

申告の準備はお早めに



合支所だより2月号で「確認してください。」

申告会場

鳥取税務署と合同の申告会場を次のとおり設置します。

時 2月16日(火)～3月15日
(火)9:00～17:00(受付は16:00まで)

※土・日・祝日は除く。ただし、2月21日および2月28日の日曜日は、申告の相談を行います。

※右記期間中、鳥取税務署内の申告相談は受け付けていません。

申告の相談を行います。

申告相談は受け付けていません。

所 鳥取市役所駅南庁舎 地階第4会議室(市・県民税の申告)

地階第5会議室(確定申告など)

※期限内申告にご協力ををお願いします。

※各総合支所でも申告相談、申告書を受け付けます。詳しくは総

書を受け付けます。詳しく述べます。

申告相談は受け付けていません。

た場合(医療費控除や雑損控除を受けられます)

③住宅の取得や一定の増改築のために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合(住宅借入金等特別控除を受けられます)

④年末調整後に配偶者の所得や扶養親族に変更があった場合

※還付申告は1月から鳥取税務署で受け付けています。

市・県民税の申告

平成28年1月1日現在、鳥取市に住所がある人は市・県民税の申告が必要です。

ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。
①確定申告をした人
②年末調整を受けた給与所得以外の所得がない人
③収入が公的年金のみの人
(注)次に該当するときは、市・県民税の申告が必要です。

◆公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ外国の法令に基づく年金を受給していないその公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であり、かつ公的年金等の源泉徴収人で、『公的年金等の源泉徴収

◆国税庁ホームページの「確定申告書等作成」「一ナード」で自宅から電子申告できます(申告書等作成「一ナード」<http://www.nta.go.jp>)

確定申告書の作成は、「確定申告書等作成」「一ナード」で

市・県民税の申告書

平成27年度の市・県民税の申告書を提出した人には「平成28年度市民税・県民税申告書」を1月末ごろ郵送します。

申告書の提出は郵送でも受け付けます(ファクシミリ、電子メールでの提出は受け付けません)。



【申告に必要なもの】

- 申告用紙(会場に用意しています)、印鑑
- 身分証明書(運転免許証、健康保険証など)
- 通帳(還付申告の場合)
- 平成27年中の収入、支出明細書や領収書
- 平成27年分収支内訳書、平成26年分収支内訳書(控)
- 平成27年分の給与や年金、配当などの源泉徴収票や支払証明書
- 医療費控除を受ける人は、平成27年中に支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書
- 雜損控除を受ける人は、住宅や家財の損害などに関連する支出についての明細書、領収書
- 平成27年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続保険料、介護保険料、国民年金保険料の額のわかるもの

*国民年金保険料で控除を受ける場合、支払金額証明書の添付が必要です。

- 生命保険料、地震保険料控除を受ける人は、保険料の支払証明書
- 寄附金控除を受ける人は、特定寄附金の明細書や領収書
- 障がい者や勤労学生を証明する書類

*障がい者の手帳をお持ちでない65歳以上の人で知的障がい者または身体障がい者に準ずる者として要介護の認定を受けた場合は、『障がい者控除対象者認定書』が必要です。詳しくは、駅南庁舎高齢社会課(**TEL** 0857-20-3454)まで。

- その他必要経費の額や、控除額を証明するもの

【申告に必要なもの】

※扶養、社会保険料、生命保険料などの控除を受ける場合は申告が必要です。

※平成27年中に所得がなかつた場合でも、国民健康保険・長寿医療(後期高齢者医療)制度に加入している人は、市・県民税の申告を行つてください(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の算定は、前年の所得などに基づいて行われるため、保険料が減額になる場合でも、申告がないと減額できません)。

【申告に必要なもの】

※扶養、社会保険料、生命保険料などの控除を受ける場合は申告が必要です。

※e-Tax(イータックス)で電子申告をするには電子証明書付きの住民基本台帳カードまたは個人番号カードが必要です。個人番号カードの取得方法については駅南庁舎市民課(**TEL** 0857-20-3492)まで。

告書をプリントして郵送などを提出する」ともできます。

※農業所得は、収入金額から必要経費を差し引いて計算します。農業所得を申告する際には、収

入金額と必要経費がかかるよう、通帳や領収書、帳簿などから収支内訳書を作成し、提出してください。

主な給与以外の給与収入と給与所得・退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人の場合でも市・県民税の申告が必要です。

公的年金などの収入金額が400万円を超える場合」「公的年金などに係る雑所得以外の所得額の合計額が20万円を超える場合」または「外国の法令に基づく他の所得控除の合計額よりも多額だった人は必ず申告してください。

①事業(商業・農業など)を営んだ人

②地代・家賃などの不動産収入があつた人

③雑所得(個人年金、太陽光発電の売電収入など)があつた人

④一時所得(保険の満期受取金など)があつた人

⑤土地や建物、株式の売却があつた人

①平成27年の中途で退職し、再就職していない場合

②多額の医療費を支払った場合や災害・盗難などの損害を受け

(注)右記以外の場合であつても、各種控除の適用を受けるなど、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

【申告に必要なもの】

※扶養、社会保険料、生命保険料などの控除を受ける場合は申告が必要です。

※e-Tax(イータックス)で電子申告をするには電子証明書付きの住民基本台帳カードまたは個人番号カードが必要です。個人番号カードの取得方法については駅南庁舎市民課(**TEL** 0857-20-3492)まで。

還付申告

【申告に必要なもの】

※扶養、社会保険料、生命保険料などの控除を受ける場合は申告が必要です。



昨年の申告会場